

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和 4 年 10 月 7 日改正

国自審第 1512 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別添 自動車型式認証実施要領 目次 （略）</p> <p>第 1 用語の定義 この通達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（7） （略） （8）「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合<u>規則の諸採択</u>並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 （9）～（14） （略） （15）「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合<u>規則の諸採択</u>並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則に定める認定証をいう。 （16）～（34） （略） 第 2 ～ 第 7 （略） 別添 1～別添 3 （略）</p>	<p>別添 自動車型式認証実施要領 目次 （略）</p> <p>第 1 用語の定義 この通達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（7） （略） （8）「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合<u>の諸規則の採択</u>並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 （9）～（14） （略） （15）「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合<u>の諸規則の採択</u>並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則に定める認定証をいう。 （16）～（34） （略） 第 2 ～ 第 7 （略） 別添 1～別添 3 （略）</p>

附則 1～附則 4 の 2 (略)

附則 5 自動車等の諸元表の記載要領

第 1 (略)

第 2 項目別記載要領

1-1～1-31 (略)

1-32 騒音

騒音規制区分は次の例により記載する。

例 平成 26 年騒音規制

H 26 年騒音規制

また、平成 28 年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。

例 H 28 年騒音規制 M 1 A 1 A

(「M 1 A 1 A」は車両カテゴリを表す。)

平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

1 桁目から 4 桁目 (車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別)

1 桁 目 及 び 2 桁	3 桁目	4 桁目		
		協定規則第 41 号又は 第 51 号の フェーズ 1 の要件を適 用	協定規則 第 51 号の フェーズ 2 の要件 を適用	<u>協定規則 第 51 号の フェーズ 3 の要件 を適用</u>

附則 1～附則 4 の 2 (略)

附則 5 自動車等の諸元表の記載要領

第 1 (略)

第 2 項目別記載要領

1-1～1-31 (略)

1-32 騒音

騒音規制区分は次の例により記載する。

例 平成 26 年騒音規制

H 26 年騒音規制

また、平成 28 年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。

例 H 28 年騒音規制 M 1 A 1 A

(「M 1 A 1 A」は車両カテゴリを表す。)

平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

1 桁目から 4 桁目 (車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別)

1 桁 目 及 び 2 桁	3 桁目	4 桁目		
		協定規則第 41 号又は第 51 号のフェ ーズ 1 の要 件を適用	協定規則 第 51 号の フェーズ 2 の要件 を適用	<u>(新設)</u>

	目			
(略)		(略)	(略)	<u>3</u>

※1～※3 (略)

5 桁目 (特例措置の適用)

	特例措置の内容
A	特例措置なし
B	N 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両 (技術的 ^{最大許容質量} が 2.5 トンを超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに限る。)
C	オフロード仕様の車両 (ただし、M 1 カテゴリの車両にあつては技術的 ^{最大許容質量} が 2 トンを超えるものに限る。)
D	車いすを収容するために製造・変更されたM 1 カテゴリの車両
E	防弾性能を有した車両
F	M 3 カテゴリの車両であつて、ガソリンのみを燃料とするもの
G	技術的 ^{最大許容質量} が 2.5 トン以下のN 1 カテゴリの車両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的 ^{最大許容質量} で除した値が 35kW/t 以下、フロントアクスル中心とR ポイントとの水平距離が 1,100mm 未満のもの
H	N 1 カテゴリ及びN 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両であつて、技術的 ^{最大許容質量} が 2.5 トン以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300～1,500mm の間にあり、排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの

	目			
(略)		(略)	(略)	<u>(新設)</u>

※1～※3 (略)

5 桁目 (特例措置の適用)

	特例措置の内容
A	特例措置なし
B	N 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両 (技術的 ^{最大許容質量} が 2.5 トンを超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに限る。)
C	オフロード仕様の車両 (ただし、M 1 カテゴリの車両にあつては技術的 ^{最大許容質量} が 2 トンを超えるものに限る。)
D	車いすを収容するために製造・変更されたM 1 カテゴリの車両
E	防弾性能を有した車両
F	M 3 カテゴリの車両であつて、ガソリンのみを燃料とするもの
G	技術的 ^{最大許容質量} が 2.5 トン以下のN 1 カテゴリの車両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的 ^{最大許容質量} で除した値が 35kW/t 以下、フロントアクスル中心とR ポイントとの水平距離が 1,100mm 未満のもの
H	N 1 カテゴリ及びN 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両であつて、技術的 ^{最大許容質量} が 2.5 トン以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300～1,500mm の間にあり、排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記入する。

また、協定規則第41号又は協定規則第51号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあっては測定時の原動機回転数を次の例により付記する。

また、平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものにあつては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成28年騒音規制が適用されるものにあつては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載する場合	94/4500

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記入する。

また、協定規則第41号又は協定規則第51号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあっては測定時の原動機回転数を次の例により付記する。

また、平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものにあつては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成28年騒音規制が適用されるものにあつては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載する場合	94/4500

	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の自動車	近接排気騒音値(測定値又は設計値)を記載	94/4500

1-33～1-34-5 (略)

2 重心高～ 31 備考 (略)

附則5の2～附則6 (略)

附則7 (略)

附則7-1 (記1関係)

1. 適用範囲～3. 走行方法等 (略)

4. 走行又は運転期間中の処理

4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日から3年9ヶ月間保管しておくこと。

5. 排出ガス測定 (略)

6. 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6.2 試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記録する。

6.3 申請等の際には、6.1、6.2で記入した付表1、付表2及び付表3を

	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の自動車	近接排気騒音値(測定値又は設計値)を記	94/4500

1-33～1-34-5 (略)

2 重心高～ 31 備考 (略)

附則5の2～附則6 (略)

附則7 (略)

附則7-1 (記1関係)

1. 適用範囲～3. 走行方法等 (略)

4. 走行又は運転期間中の処理

4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5. 排出ガス測定 (略)

6. 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6.2 試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記録する。

(新設)

提出すること。

附則 7-2 (略)

附則 7-3 (記 1 関係)

1 適用範囲 ～ 3 走行方法等 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日 (3.4 による走行方法とした場合は、3.4 による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.4 による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5 排出ガス測定 (略)

6 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表 1 及び 2 の様式に記入する。
なお、軽・中量車であって、J C 0 8 モード法が適用されるものにあつては、J C 0 8 H モード法による値に 0.75 を乗じた値に、J C 0 8 C モード法による値に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値を重み付け排出ガス値として、付表 2 に記入すること。

6.2 試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表 3 の様式に記録する。

附則 7-2 (略)

附則 7-3 (記 1 関係)

1 適用範囲 ～ 3 走行方法等 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5 排出ガス測定 (略)

6 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表 1 及び 2 の様式に記入する。
なお、軽・中量車であって、J C 0 8 モード法が適用されるものにあつては、J C 0 8 H モード法による値に 0.75 を乗じた値に、J C 0 8 C モード法による値に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値を重み付け排出ガス値として、付表 2 に記入すること。

6.2 試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表 3 の様式に記録する。

6.3 申請等の際には、6.1、6.2で記入した付表1、付表2及び付表3を提出すること。ただし、劣化補正值において3.4による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合を除く。

附則7-4 (略)

附則7-5 (記1関係)

1 適用範囲 ～ 3 走行方法等 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.4による走行方法とした場合は、3.4による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.4による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5 排出ガス測定 (略)

6 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表1、付表2-1又は付表2-2の様式に記入する。なお、軽・中量車であって、JC08モード法が適用されるものにあつては、JC08Hモード法による値に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法による値に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値を重み付け排出ガス値として、付表2-

(新設)

附則7-4 (略)

附則7-5 (記1関係)

1 適用範囲 ～ 3 走行方法等 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5 排出ガス測定 (略)

6 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表1、付表2-1又は付表2-2の様式に記入する。なお、軽・中量車であって、JC08モード法が適用されるものにあつては、JC08Hモード法による値に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法による値に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値を重み付け排出ガス値として、付表2-

1に記入すること。

6.2 試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記入する。

6.3 申請等の際には、6.1、6.2で記入した付表1、付表2-1又は付表2-2及び付表3を提出すること。ただし、劣化補正值において3.4による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合を除く。

附則7-6（略）

附則7-7（記1関係）

1. 適用範囲 ～ 3. 走行方法等（略）

4. 走行又は運転期間中の処理

4.1（略）

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日（3.3による走行方法とした場合は、3.3による各規定による認可を取得した日とする。）から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.3による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5. 排出ガス測定（略）

6. 走行結果等

6.1 3.1、3.2の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

1に記入すること。

6.2 試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記入する。

（新設）

附則7-6（略）

附則7-7（記1関係）

1. 適用範囲 ～ 3. 走行方法等（略）

4. 走行又は運転期間中の処理

4.1（略）

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5. 排出ガス測定（略）

6. 走行結果等

6.1 3.1、3.2の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6.2 3.1、3.2の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記録する。

6.3 申請等の際には、6.1、6.2で記入した付表1、付表2及び付表3を提出すること。ただし、劣化補正值において3.3による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合を除く。

附則7－8（略）

附則7－9（記1関係）

1 適用範囲 ～ 3 走行方法等（略）

4 走行又は運転期間中の処理

4.1（略）

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日（3.3による走行方法とした場合は、3.3による各規定による認可を取得した日とする。）から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.3による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5 排出ガス測定（略）

6 走行結果等

6.1 3.1、3.2の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6.2 3.1、3.2の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、

6.2 3.1、3.2の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記録する。

（新設）

附則7－8（略）

附則7－9（記1関係）

1 適用範囲 ～ 3 走行方法等（略）

4 走行又は運転期間中の処理

4.1（略）

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5 排出ガス測定（略）

6 走行結果等

6.1 3.1、3.2の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6.2 3.1、3.2の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、

付表 3 の様式に記録する。

6.3 申請等の際には、6.1、6.2 で記入した付表 1、付表 2 及び付表 3 を提出すること。ただし、劣化補正值において 3.3 による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合は除く。

附則 7－10～附則 20 （略）

附則

R 4. 1 0. 7 改正（国自審第 1 5 1 2 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 4 年 1 0 月 8 日より施行する。

付表 3 の様式に記録する。

（新設）

附則 7－10～附則 20 （略）

（新設）